

(4)認可地縁団体について

認可地縁団体とは…

地域的な共同活動(※)を円滑に行うために、市長の認可を受けた団体のこと。

※地域的な共同活動には、公民館等の不動産を保有することや、法律上の責任の所在の明確化、対外的な信用の獲得などが挙げられます。

① できるようになること

法人格を所有することになるため、自治公民館やその土地などの不動産を自治会名義で登記するなど、法律行為の幅が広がります。

認可を受けることで、地方自治法に則った義務(財産目録及び構成員名簿の作成・据え置き、年1回以上の総会の開催等)が課せられることになります。



② 認可要件

認可を受けようとする団体は、以下の要件を満たす必要があります。

ア 地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うことを目的として、現にその活動を行っていること

※自治会規約、自治会総会資料により確認します。

イ 自治会区域が客観的にあきらかなこと

ウ 地区内に住所のあるものは誰でも構成員になることができ、現にその相当数が構成員になっていること

エ 規約を定めていること

※地方自治法により“定めなければいけない事項”が決められています。

③ 認可を受けるために必要なこと

ア 総会を開催し、認可申請の意思決定を行った上で、規約や代表者等を決定する。

イ 申請書類を作成し、市へ提出する。

④ 不動産にかかる登記の特例

共有又は個人名義から法人(認可地縁団体)名義に所有権移転登記を行う際、所有権者が数世代遡る場合において、相続人の所在が不明で、手続きに必要な承諾書が用意できない等の問題が生じていました。

このようなことから、地方自治法の一部が改正(平成27年4月1日施行)され、認可地縁団体が所有する不動産が、「一定の要件」を満たす場合は、市長の公告を経て、登記手続きを進めることが可能となりました。

不動産登記にお困りで、以下の要件すべてに該当する場合は、市の所管課へご相談ください。※疎明資料が必要になります。

- ア 申請する認可地縁団体が、当該不動産を所有していること。
- イ 申請する認可地縁団体が、当該不動産を10年以上所有の意志をもって、平穩かつ公然と占有していること。
- ウ 当該不動産の表示登記部又は所有権の登記名義人の全てが、申請する認可地縁団体の構成員又はかつて構成員であった者であること。
- エ 相続人を含む登記関係者の全員又は一部の所在が知れないこと。